公　募　説　明　書

１　公募に付する事項

⑴　件名

財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生を目的とした清涼飲料水自動販売機の設置及び管理

⑵　目的

財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生充実のため、自動販売機の設置及び管理を行う業者を募集する。

⑶　履行場所

仕様書別紙１「自動販売機設置場所一覧表」のとおり。

⑷　履行期間

令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで

ただし、必要に応じ一度に限り５年を超えない期間で更新することができる。

⑸　募集業者数

２業者

⑹　業務内容

「仕様書」のとおり

２　公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

⑴　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶　各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

⑷　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるなど、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑸　法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がないこと。

⑹　本件公募に関する公募説明書、仕様書等（以下「公募説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

⑺　全ての施設に該当する種類の自動販売機を設置することができる者であること。

３　応募方法

⑴　期限

令和８年12月14日（月）　16時00分まで（必着）

⑵　提出方法

郵送（簡易書留等（レターパック可）の追跡可能な方法による。以下同じ。）、持参、メールのいずれかの方法により提出する。

⑶　提出書類

企画提案書、様式第１号「公募参加申込書」、様式第２号「指名停止等に関する申出書」、様式第３号「誓約書」、様式第４号「行政処分等の内容及び改善措置状況」及び様式第５号「提出書類チェック表」（以下「公募参加申込書等」という。）を作成し、上記⑴までに提出する。

なお、企画提案書については、別紙「企画提案項目」に従い作成すること。

おって、提出書類は一切返却しないため、留意する。

⑷　公募参加申込書には次の書類を添付する。

イ　法人

(ｲ)　直近３事業年度分の法人税確定（修正）申告書の別表１、２、４、５、７の写し及び法人税額等の更正又は決定通知書の写し

(ﾛ)　直近３事業年度分の決算書の写し

(ﾊ)　以下の納税証明書（令和８年 10 月 16 日（金）以降発行のもの）

Ａ　その１（直前３事業年分の法人税）

Ｂ　その３（法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税）

(ﾆ)　会社概要書（任意様式）

ロ　個人事業者

(ｲ)　直近３年分の所得税確定（修正）申告書の写し及び所得税の更正又は決定通知書の写し

(ﾛ)　直近３年分の青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し

(ﾊ)　以下の納税証明書（令和８年 10 月 16 日（金）以降発行のもの）

Ａ　その１（直前３年分の申告所得税）

Ｂ　その３（申告所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税）

(ﾆ)　履歴書（任意様式）

⑸　提出（問合せ）先

大阪市中央区大手前１丁目５番 63 号　大阪合同庁舎第３号館

財務省共済組合大阪国税局支部（大阪国税局　総務部　厚生課　厚生係）

ＴＥＬ：06-6941-5331（内線2214、2215）

メール：kousei0628@osa.nta.go.jp

⑹　留意事項

イ　応募する者は、公募説明書等の内容を十分承知すること。

ロ　公募参加申込書等の提出後、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはできないこと。

ハ　メールにより提出する場合は、メール送信後に上記⑸記載の連絡先に電話連絡すること。

４　応募書類等の無効

⑴　公告及び当該公募説明書に示した応募者の条件に違反した者が提出した場合

⑵　申込者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない場合

⑶　添付書類の不足、必要事項の記載不備等がある場合

なお、上記３⑷公募参加申込書の添付書類のうち、該当書類の提出が不可能な場合、応募書類等提出期限までに上記３⑸記載の連絡先へ連絡の上、代替書類を提出した場合のみ無効の判断を当局で決定し、決定事項についての異議申立ては受け付けないものとする。

⑷　虚偽の内容が記載されている場合

５　質疑

公募公告、公募説明書等について疑義が生じた場合には、上記３⑸記載の連絡先にて受け付ける。

なお、質疑の受付期限は、令和８年 12 月 11 日（金）16 時までとする。

６　業者の決定方法

提出された企画提案書等を基に書類審査を行い、当方の審査に基づき選定作業を行い決定する。

なお、今回の公募に係る結果については、決定業者にのみ口頭により連絡するとともに、大阪国税局の掲示板に、決定された業者の名称等を、令和９年１月上旬から１か月間公示する。

おって、応募業者が１業者のみであった場合でも、提出書類の審査の結果、応募資格及び企画提案項目（別紙）を満たしていると認められるときは、当該業者を決定業者とする。

７　決定予定日

令和８年 12 月 21 日（月）

８　その他

⑴　交付資料の取扱い

交付を受けた公募説明書等は、財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生を目的とした清涼飲料水自動販売機設置の設置及び管理を公募により選定するために作成したものであり、他の目的に使用すること及び複写を禁止する。

⑵　情報管理

この公募で知り得た情報に関しては、第三者に開示しないこと。

⑶　公募において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑷　契約保証金

免除する。

⑸　契約事項

「契約書」の締結

⑹　その他

イ　本件公募に係る提出書類等の作成等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

ロ　一旦受領した書類は返却しない。

ハ　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

別紙

企　画　提　案　項　目

企画提案書はＡ４サイズで作成することとし、以下の項目について番号順に記載の上、片面30枚以内（カタログを除く）で作成すること。

１　企画提案書提出者の状況
⑴　所在地（住所地）
⑵　名称（屋号）
⑶　代表者名（氏名）
⑷　総従業員数
⑸　令和８年10月１日現在の主な取引先

２　清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置並びに管理の実績

３　自動販売機における販売予定商品
⑴　販売予定商品の定価及び販売価格並びに販売予定商品
⑵　取扱メーカー名及び取扱メーカー数
⑶　商品バリエーション数

４　営業所に関する事項
⑴　すべての営業所の所在地及び営業所別従業員数
⑵　契約書別紙１「自動販売機設置場所一覧表」に記載した庁舎等所在地への所要時間

５　自動販売機の商品補充頻度及び空容器等の回収頻度

６　その他
⑴　自動販売機の機種ごとに、特徴、機能、設置可能台数等を記載し、仕様がわかるカタログ等を添付する。
⑵　電子マネー対応種類のわかるカタログ等を添付する。
⑶　自動販売機の故障時の対応及び管理（メンテナンス）について記載する。
⑷　上記項目以外に企画提案があれば、その内容を記載する。